

教育委員会 7 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 6 年 7 月 1 1 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市立図書館 集会室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 竹川 典子 委 員 加藤 千春                      委 員 稲垣 遼 委 員 大脇 忠                          委 員 安井 友香
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸              教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 杉江 圭司          学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄      函 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 井上 紀和      文 化 課 長 川原 知佐栄 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長 田口 浩一
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造
傍 聴 人 数	4 名
開 会 時 刻	午後 2 時 0 0 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 4 0 分

< 前回会議録の確認 >

6 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

< 議事内容 >

1 請 願

請願第 1 号 学校徴収金の徴収・管理を市で行うことを求める請願

・採択に先立って、4 月定例会における学校教育課主幹の学校徴収金に関する発言を訂正する報告があった。

・採択結果 否決（賛成 0、反対 5）

（質疑応答）

加藤委員	請願の趣旨について、学校徴収金システムを導入して欲しいという趣旨だというご説明がありましたが、それは請願書のどの部分から読みとれるのですか。
学校教育課主幹（指導）	請願書によると学校徴収金を市で集めて欲しいということですが、現在、集金している学校の事務職員にかなり負担をかけています。それを少しでも効率的、それから利便性を良くして、煩雑さを防ぐためにも、事務職員の手を煩わすことを少なくするためにというところで、請願書の下の方にシステムの導入について書かれているところから読み取りました。システムの導入については、引き続き考えていかなければいけないと考えております。
加藤委員	私はこの請願の趣旨は学校徴収金を市で集めて欲しいという事であって、学校徴収金システムが導入されれば、事務職員がやりますよということではないと読み取りました。瀬戸市の学校において、事務職員の業務をより一層煩雑にしている理由の一つとして、学校徴収金システムが導入されていないという事を主張しておられるのではないかと思います。学校徴収金システムというのはどういうものなのですか。

学校教育課 主幹(指導)	学校の保護者から支払っていただく給食費やPTA会費、生徒会費などを学校の口座に入金するのですが、それを委託してネット上で集金するシステムと考えております。
加藤委員	請願書には学校徴収金システムを近隣市は導入しているが、瀬戸市は導入していないと書いてあるのですが、学校徴収金システムを導入すると給食費も直接は市の口座に入らずに、どこか別の口座に入ってから市の口座に入るのですか。
学校教育課 主幹(給食)	現在は、保護者から学校へ口座振替をして、振替した後に学校がまとめて市に納付しています。学校徴収金システムが導入されると保護者の口座から直接市の口座へ納入される場合もあります。
加藤委員	学校徴収金システムは近隣市においてもいろいろなパターンがあるということですか。
学校教育課 主幹(給食)	おっしゃる通りいろいろなパターンがあります。春日井市や尾張旭市が導入しているものは、先ほどご説明したように保護者の口座から直接市へ振り込みがされます。その他にも、各学校で取りまとめて市に納付するというシステムを導入している市町もあります。
加藤委員	ホームページに掲載されている中学校の事務室だよりを見ると、今月の引き落としとして給食費、学校徴収金などそれぞれの明細があって、合計した金額を口座に入れてくださいとされています。その金額が入金されると給食費だけを市の口座に入金しているという事ですか。
学校教育課 主幹(給食)	現在は学校で合算したものを一旦集めて、学年費、PTA会費等を学校に残して、給食費だけを市に入金しています。
加藤委員	学校徴収金システムを導入すると、保護者の口座から引き落とす段階で、学校の口座に入るものと市の口座に入るものを分けて引き落とすことができるようになるのですか。
学校教育課 主幹(給食)	システムを導入すれば、そうした振り分けを委託業者でやれるかという、難しいと考えています。システムを導入した場合もいずれかの口座に合計金額を一旦入金した後にまた手をかけるという作業になると思われま。
加藤委員	保護者の口座から、給食費は市の口座へ、その他の学校徴収金は学校の口座へと引き落としができるシステムは出来上がっているのですか。
学校教育課 主幹(給食)	様々なシステムがあり、分析していますが、言われるように口座の振り分けをシステムの中でやるのは今のところ難しいと考えています。
加藤委員	瀬戸市の実態として、公会計である給食費と公会計でない学校徴収金が引き落としの段階で分類してそれぞれの口座へ入る仕組みになっていますか。
学校教育課 主幹(給食)	なっていません。
加藤委員	学校徴収金等として毎月引き落とされる金額は、どこの口座に入って、誰が仕分けするなど、仕組みについて教えてください。
学校教育課 主幹(指導)	引き落とされた金額は、一旦学校の口座に入ることになり、それを事務職員が給食費であれば市の口座へ、あとは、教材費や生徒会費などの学校徴収金については、学校の口座に残して学年毎に振り分けています。こうした手動でやる事務職員の手続きが非常に煩雑だということです。
稲垣委員	そうすると、こうした手動でやる事務職員の手続きが非常に煩雑だということだと思うのですが、ICT等のシステムを導入すると、どの部分が利便化されるのですか。
学校教育課 主幹(指導)	保護者から集めたお金をそれぞれ振り分ける作業等を現在は事務職員がやっているの、委託することで煩雑な作業が少なくなると考えております。
稲垣委員	想定しているシステムは、他市町村が採用されているものと同じものという認識ですか。
学校教育課 主幹(指導)	他市町村においては、同じようなものを導入しているところもありますし、違ったシステムが入っているところもあります。先ほど申し上げたように様々なタイプのものがありますので、本市に合ったものを導入していくのが適切だと考えております。
稲垣委員	今まで本市にあったものを導入するために協議が進められてきて、予算を計上しているにも関わらず、まだ引き続き検討が必要であるというのはどういうことですか。利便化されるのであれば、早く導入すべきではないでしょうか。

学校教育課 主幹(指導)	瀬戸市では小中学校の全保護者向けに統一したメール配信システムを導入しておりますので、そのシステムと連携した徴収金システムを導入すれば、名簿登録をしなくても良いといった利便性があると考えております。その連携したシステムが少し先にリリースされるので、そのことも含めて検討を重ねているところです。
稲垣委員	今、協議をしているとのことですが、導入はどれぐらいの時期を見込んでいるのですか。
学校教育課 主幹(指導)	予算の状況を見ながら、早ければ来年度、再来年度が良いと考えておりますが、そこはこれからの調整になりますので、できるだけ早い段階で導入していきたいと考えております。
加藤委員	請願書の中では、昨年度からラーケーションや居場所事業により個別に管理する徴収金が増加し、業務の煩雑さがさらに増していると言っておられますが、ラーケーションの導入については、業務が増加することへの支援策として、県が学校に校務支援員を雇うための予算を措置しているとされていましたが、実態はどうなのですか。
学校教育課 主幹(指導)	県が校務支援員を配置したり、非常勤講師を雇うことで、他の職員、教職員の業務を減らす工夫をしておりますけれども、実態としては、1年目だったこともあり、できていない感覚もあったのかもしれませんが。ただこの加配があることは事実ですので、今後も工夫していくことが必要だと考えております。
加藤委員	これは非常勤の教員が配置されているのか、事務職員のお手伝いをする校務支援員のような教員免許のいない人が配置されているのかどちらですか。
学校教育課 主幹(指導)	本市の場合は各学校の実態に合わせて、両方配置している学校もありますし、その学校の事情で教員免許を持っている非常勤講師のみの場合や校務支援だけの場合もあります。
加藤委員	学校の考え方によって、事務職員よりも教員の方が忙しいので、その多忙さを解消するために非常勤講師を県のラーケーション関連予算で雇用するといった少し本来の趣旨とは違う形で運用している実態はあるのですか。
学校教育課 主幹(指導)	今のところ、そういうことはないと考えておりますが、実際には1年目だったので、事務がうまく引き継がれなかったり、他の業務で使われてしまっていることがあったかもしれません。
加藤委員	ラーケーションや居場所づくり事業を開始することによって、事務職員が煩雑になるというのは、例えばラーケーションで休む場合、早期に申し出れば、給食費を払わなくても良くなるので、そうした給食費の徴収手続きが煩雑になるという事ですか。
学校教育課 主幹(指導)	そのとおりです。
稲垣委員	裁決にあたって、教育委員会の見解を整理させてください。今回の請願の趣旨は学校徴収金の徴収、管理を瀬戸市で行うことを求めています。まず、これを市で行うのが適当なのかどうかという確認をしておきたいと思いますが、まず直ちに市で行おうとすると業務的、人間的な観点で、不可能という事実があると考えていることが1点目。さらに、市か学校のどちらが学校徴収金を徴収するのが適当かという観点で見た時に、学校ではいろいろな性質のお金を徴収する必要があるため、それは学校で管理すべきであり、その方が効率的だと判断をしているという事が2点目。加えて、事務職員にとっては、この徴収金事務の負担が大きいので、その改善のために、学校徴収金システムを早ければ来年、再来年にも導入することを考えているという3点目です。市教育委員会ではこの3点で考えているという認識でよろしいでしょうか。
学校教育課 主幹(指導)	委員のおっしゃるとおりです。
稲垣委員	最後に、今回の請願は現場の方の意見だと思います。具体的な事務改善の手段として徴収金システムの導入があるという事ですので、採否に関係なく、できるだけ早い時期にシステム導入の実現をお願いします。

## 2 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について
  - ・後援については、16 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。(教育政策課長 資料 P2～4)
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について
  - ・許可済みの後援について、10 件の実績報告があったことの報告があった。(教育政策課長 資料 P5, 6)
- (3) 令和 6 年 6 月情報公開請求について
  - ・令和 6 年 6 月情報公開請求について 2 件の公文書開示請求があったことの報告があった。(教育政策課長 資料 P7)
- (4) 物損事故の専決処分について
  - ・物損事故の専決処分について報告があった。(学校教育課主幹 資料 P8)

### (質疑応答)

加藤委員	にじの丘中の事故について、詳細な状況と対策について教えてください。
学校教育課長	事故の発生状況につきましては、1 限目に運動場の北側にあるテニスコートでソフトテニスの授業を実施していたところ、9 時 15 分頃に生徒がラケットでボールを打った際にボールと一緒にコートに落ちている小石を打ってしまい、飛んだ小石がコートと駐車場の間のフェンスと防護ネットを越えて駐車場に駐車してあった軽自動車のリアガラスに当たり、破損したものです。
加藤委員	そのことを見ていた人はいたのですか。また、再発防止策は考えているのですか。
学校教育課長	目撃者はいませんが、子供たちからそうした聞き取りをしたと報告を受けております。再発防止策につきましては、物理的に目の細かいネットを設置するというのも考えられますが、費用もかかりますので、まずは生徒に注意を促していくということで対応をしてみたいと考えております。
加藤委員	車に正対している生徒がボールと一緒に小石を打って、その小石が 10 メートル以上ある相手方コートと防護ネットが張られているフェンスを越えて車まで飛んでいったということですか。
学校教育課長	当日、同時刻にパンという音が鳴ったということは子供たちに確認をしておりますので、おそらくそこまで飛んでいったと考えています。
加藤委員	再発防止策について、コートの整備をしっかりと、飛ぶような石がないようにするという事はなかなか難しいと思います。生徒の行動は、通常の範囲内で問題のある行動ではなかったとすると、今後も同様の事故が起こる可能性があると思います。先ほどのご説明だと、費用対効果の関係から対策は何もしないというご説明でした。今後、もっと深刻な損害を与える可能性もあると思いますが、対策はとらないのですか。
学校教育課長	対策につきまして学校とは話をしており、必要があればもっと細かい防護ネットを張るなどのことが考えられますが、現時点では費用のこともあり、結論が出ておりません。

加藤委員	テニスコートを使用する時は隣接している駐車場を使わないというのも対策の一つだと思うのですが、そうしたことはできないのですか。
学校教育課長	そうしたことも検討してまいります。
加藤委員	南山中の事故について、草刈り中に小石が飛び跳ねて、駐車中の自動車を破損させる事案は毎年発生していますが、作業を複数で行うことや、近くに自動車がある場合は作業しないといった等の指示は守られていましたか。
学校教育課長	作業については2名で実施しておりました。また、通常であれば、草刈り時には近くに車を駐車しないように周知していたとのことですが、今回は、そうした事前周知をせずに作業をしたとのこと。周知をしなかった理由といたしましては、草刈り現場と駐車スペースの間に飛び石を防ぐ防護ネットが張られており、駐車スペース側に背を向け、かつ、草刈り機の角度にも注意を払いながらやっていたが、飛び石が発生してしまったということです。こちらについても目撃者はおりませんでした。草刈りを当日行っていたとのことでしたので、それにより小石が飛んだと判断したものでございます。
稲垣委員	にじの丘中の事故については、ある意味車で良かったと思います。場合によっては、人に当たってもっと大変なことになっていたかもしれません。今回の件については、ソフトテニスの授業で起こったことなので、今後、こうしたことが起こらないように、事例を市内の学校で共有していただいた方が良くと思います。2点目の南山中の件につきましては、同様の事故が発生するたびに、再発防止策を周知徹底しますということが繰り返されています。マニュアルやチェックリストを作成して、校長が作業について了解したうえで実施するなどの対応が必要ではないでしょうか。同様のことが繰り返されているので、徹底した対応を今一度協議していただきたいと思います。

(5) 学校給食費の未納について

- ・学校給食費の未納について報告があった。(学校教育課主幹 資料P9～11)

(質疑応答)

加藤委員	未納者の中に時効の援用を申し入れた人はいますか。
学校教育課主幹(給食)	具体的に時効の援用を申し入れた人はいません。

(6) 「図書館夏休みのイベント」の実施について

- ・「図書館夏休みのイベント」の実施について報告があった。(図書館長 資料 P12)

(7) 令和5年度スポーツ協会事業報告について

- ・令和5年度スポーツ協会事業報告について報告があった。(参事兼スポーツ課長 別添資料)

(質疑応答)

加藤委員	スポーツ協会主催の事業で協会から依頼して、学校の教員に審判とか運営を担っていただくことはありますか。
------	--

参事兼スポーツ課長	一部の業務を役員として先生に担ってもらっている競技もございます。
加藤委員	ボランティアとして直接本人に依頼をしているのですか。
参事兼スポーツ課長	競技団体から先生に直接お願いをして、ボランティアとして参加していただいています。
加藤委員	本当に自発的なら問題はないと思いますが、例えば部活の顧問をやっているから頼まれたとか、運営の役割に対しては、ボランティアでお願いしているのですか、あるいは費用弁償ぐらいはしているのですか。
参事兼スポーツ課長	競技によりますが、ほぼ無報酬だと思います。資格が必要な野球審判とかサッカーの審判につきましては若干お支払いしていることがあるかもしれませんが、学校の教員に対して、そうした実績はあまり聞いたことはありません。
加藤委員	教員の働き方改革ということで、休日の部活動を地域移行していこうという流れだと思います。そうした中でスポーツ協会の主催する競技団体にあまり過度に動員されてしまうと、部活動からは離れるけど、結局土日が潰れてしまうというようなことなどもあるので、本当にやりたい人でやっているってのであれば問題ないと思いますけれど、配慮をお願いしたいと思います。
参事兼スポーツ課長	部活動の地域移行については認識しているところです。スポーツ協会事業については、様子を見る限りでは、先生が自ら参加している場合が多いのかなという感想を持っております。ご懸念のことについては注視してまいります。
加藤委員	選手派遣事業について内容を教えてください。
参事兼スポーツ課長	こちらは、県大会以上の大会に出場する際に、各競技団体として派遣をしますもので、それに対して費用を支援するものです。
加藤委員	学校の部活動で、全国大会に行く場合は派遣事業の対象になりますか。
教育長	部活動の全国大会等については、学校において予算措置されている部分もあるので、大会の性質や競技団体の関与の状況によって異なります。

### 3 議 案

#### 第25号議案 令和7年度使用瀬戸市立小中学校における教科用図書の採択について

- ・令和7年度使用瀬戸市立小中学校における教科用図書の採択について説明があった。  
(教育政策課主幹 資料P13)
- ・議決結果：採択（賛成6、反対0）

#### (質疑応答)

大協委員	今回の教科書選定に携わった尾張東部教科用図書採択地区協議会の構成員はどのような方ですか。
学校教育課主幹(指導)	協議会委員は、愛日の各市町から、教育委員会代表、校長代表、教諭代表の3名ずつです。そこに2名のPTA代表が加わり、総勢35名です。研究員につきましては、中学校各教科において校長が研究部長として1名、教諭4名の計5名が研究員として組織されています。これらの人材は、愛日各市町から発行社と利害関係のない人材をバランスよく選出しています。

大脇委員	昨年と選定先が変わった教科があるのですが、その理由がわかれば教えてください。
学校教育課 主幹(指導)	今年度は書写が違う会社のものになりました。その採択意見の主なものをご紹介します。まず今年度、採択予定の会社につきましては、書写を通じて、手書きの良さがそもそも何だろうという本来の意義についてわかりやすく示されている点であったり、生徒の学びに向かう力が高められている工夫がされています。それから、学習の進め方につきまして、3ステップでわかりやすく示されていたり、生徒自身が主体的に学習に取り組めるような工夫がされています。さらに、考えようのページが随所に見られ、ワークショップ形式で、新しい学習内容に関する興味付けの工夫がされているという点で、採用したいというような意見をいただいております。
竹川委員	小学校については引き続き同じものを採択ということですが、昨年度も特に使いにくいなどの声はなかったと確認しておりますが、何か学校から聞いていますか。
学校教育課 主幹(指導)	特に聞いておりません。
安井委員	今回、中学校の教科書の採択に当たってどのような観点で調査研究が行われたのか確認させてください。
学校教育課 主幹(指導)	研究員につきましては、次の5点の共通の観点を持って調査研究に当たったと聞いております。具体的には、1点目が、学習指導要領の趣旨を踏まえた内容かどうか、2点目が愛知県の教育の基本理念に即しているか、3点目が生徒の発達段階を考慮して、分量や内容が適切に選択されているか、4点目としては、生徒が深く考えることができ、多角的な見方や考え方ができるようになっているか、最後、5点目が印刷の鮮やかさであったり、文字の太さや色彩などは良いか、丈夫であるかどうかというような共通の観点を持って調査研究に当たったとのことでした。
稲垣委員	理科の教科書の選定で特徴的なことであるとか、あと、タブレットとの相性が良いのかなと思うのですが、そういう面での連動などがあれば教えてください。
学校教育課 主幹(指導)	理科については、身近な事物や現象につなげて考え、生徒自身が主体的な探究に取り組むことができるよう工夫されていることや、実験・観察の行いやすい時期や科学的概念の形成に配慮した編集がされていることが選定理由に挙げられています。また、デジタルコンテンツへのアクセスもQRコードなどを用いて工夫されており、多様な学習形態に対し、個に応じた活用ができるような構成がなされていることも理由として挙げられています。瀬戸市としても、学校で取り組んでいる協働型課題解決学習につながる部分ではないかと思っております。
加藤委員	小学校については県が示す基準が令和6年度と同一なので内容も同じだという理解でよろしいですか。
学校教育課 主幹(指導)	基本的には同じものだと思います。
加藤委員	そうすると多少変わる場合もあるのですか。
学校教育課 主幹(指導)	時事的なものが新しく変わったりすることもございます。
加藤委員	中学校についても会社で同じであれば、基本的に中身は令和6年度と同じという事ですか。

学校教育課 主幹(指導)	中学校は同じ会社でも内容が変わっている場合があります。会社により違いはありますが、教育課程に合わせて、教科書が大きく変わっているところもあります。
教育長	教科書の改訂の時期になっておりますので、令和6年度と全く同じというところはないと思います。
加藤委員	一時期、電子教科書を普及させようという動きがあったかと思うのですが、今はどのような状況ですか。
学校教育課 主幹(指導)	先生が子供たちの指導に使用する際には、デジタル教科書がかなり普及しています。子供たち自身の教科書をタブレットに入れるところまではまだ進んでいないところもありますが、教科によっては、少しずつ取り入れられており、これからさらに進んでいくと考えています。

#### 4 その他

##### (1) 公民館指定管理者について

(質疑応答)

加藤委員	公民館の指定管理について、仕様書と実態が相違しているということで、先月の定例会で現状の整理、調整を行うという事でしたが、いかがでしょうか。
まちづくり 協働課長	庁内関係各課で検討した結果、市弁護士からのご意見を受けて、事務員の配置等について合意書を設けることで対応することとなりました。元々、指定管理選定時および予算要求の段階から、これまでの公民館の運営と同様に貸館が実施できる日について開館日として捉え、事務員が不在であっても鍵を貸し出している貸館業務を行う想定で制度設計がされております。当初の解釈につきましては、公民館の休館日は瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例第6条第2項において読めると認識していた点の一つ、これにつきましては運用を条例に合わせて対応しております。2点目の事務員の配置につきましては、従来の運用に基づき、事務員が在任している日の利用可能時間と認識をしておいた点の一つ、認識が異なる点につきましては合意書をもってわかりやすく明記して対応してまいりたいと考えております。
加藤委員	元々、土、日、月曜日は事務員を配置しない日があるというつもりだったというお答えでしたけど、公表されている仕様書、公民館協議会に対して提示した仕様書には、そんなことは全く書かれていません。この仕様書は誰が決裁したのですか。
まちづくり 協働課長	当時のまちづくり協働課長が専決しております。
加藤委員	教育長はその時点で仕様書の内容は承知してないということですか。
まちづくり 協働課長	お見込みの通りです。
加藤委員	まちづくり協働課長が専決で作成した仕様書に基づいて、公民館協議会から令和5年7月21日に指定管理指定申請書が提出され、その指定管理申請書には利用可能時間の利用可能日については、事務員を4時間ないし8時間配置すると書いて申請してきたのですが、その申請書は教育長、教育部長あるいは教育政策課の職員に供覧したのでしょうか。
まちづくり	まちづくり協働課長の決裁のみで準備をしております。

協働課長	
加藤委員	次に、指定管理料の予算についてですが、これは教育費なので教育委員会への説明が必要だと思うのですが、仕様書通りに事務員を配置しない前提であることを、教育長や教育部長に直接説明したのですか。
まちづくり協働課長	令和6年2月の定例教育委員会において、委員からのご指摘を受けて認識をしたと理解をしております。
加藤委員	事務員を仕様書通りに配置しないということについて、令和6年2月頃に説明したということですか。
まちづくり協働課長	委員からのご指摘を受けて、その時に認識をされたものだと思います。
加藤委員	説明したかどうかについて、お尋ねしています。
まちづくり協働課長	当時は私がいなかったのでお答えできません。
加藤委員	そうすると令和6年2月頃に認識していたということですね。そうすると、教育委員会も、土曜、あるいはその他一部の日に、事務員を置かないということを承知の上で、協定書を締結したということですか。
まちづくり協働課長	ここは解釈になってくるのですが、従来の運用に基づいて事務員が在任していない日も利用可能時間として認識をしていたという事です。
加藤委員	この協定書の内容に解釈の余地はないと思うのですけれども、協定書の文書で書かれていることが全てであって、一部の人たちが違うことを考えても、行政と指定管理者の間では、協定の内容が最優先されるということだと思うのですけれども、なぜ事務員を配置させるつもりがないのに、356日ちゃんと事務員を置くという協定書を締結したのですか。
まちづくり協働課長	そこが先ほどからご説明させていただいている認識の違いというところでございます。
加藤委員	どういう認識とどういう認識で差があったのですか。
まちづくり協働課長	予算編成の段階から従来の運用に基づいて予算が組まれております。事務員が在任している日の利用可能時間ということで認識をしていたということでございます。
加藤委員	先ほどのご説明だと予算編成の段階で本来は教育委員会に説明しなければいけないと思うのですが、補助執行者であるまちづくり協働課が独断で予算査定を受けたということではないですか。
まちづくり協働課長	過去のことなので、今お答えすることができません。
加藤委員	協定書は、市長と教育委員会、指定管理者の三者で締結しているのですが、事務員を仕様書どおりに配置しないということについて、市長や副市長にも説明したのですか。
まちづくり協働課長	予算の編成の段階から現状の運用でやっていくという説明がされております。
加藤委員	協定書の決裁は3月になってからだと思うのですが、予算で説明したと違う内容の協定書を締結するという事で市長まで決裁を上げたということですか。

まちづくり協働課長	そういう認識ではなく、従来の運用ということで予算の通りの決裁ということになっております。
加藤委員	予算には金額だけで事務員にいくらというようなことは書いてないわけだから、事務員をどのように配置するかは数字をみただけではわからないと思います。決裁をとり、3者で締結した協定書とそれに付随する仕様書には、明確に開館日については、事務員を4時間ないし8時間配置すると書いてあります。なぜ事実と反する協定書、仕様書を締結したのですか。
まちづくり協働課長	ここはずっとずれているところなのですが、当初の認識の違いのまま来ていたということです。
加藤委員	認識がずれていても、協定書に書いてあり、その協定書で契約を結んだのに、そんなつもりではなかったというのは通用しないのではないですか。
教育部長	前回の定例教育委員会を終えて、指定管理の担当課、法務の担当課、予算の担当課と教育委員会事務局、まちづくり協働課で今回の事案について、過去からの経緯の認識を確認しましたので、まず、その報告をさせていただきます。まず、まちづくり協働課としては、指定管理者の選定時や予算要求の段階から、指定管理者制度導入後もこれまでの公民館の運営と同様に進めていくということで、仕様書や予算の調整を進めてきたことであります。その際、開館については、事務員が不在であっても、鍵を貸し出すことで開館日として運営を行う想定で、制度設計して調整を進めてきたということでした。しかし、その後、別に調整を進める中で、開館が不可能な曜日がある公民館が4館あることが判明しました。このため、瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の第6条第2項の特に必要があると認めるときは休館日を変更し、また休館することができるという規定を用いて、休館日としていくことで整理したのですが、2月の定例教育委員会において、定期的な休館日とするのであれば条例で規定すべきとご指摘を受けて、4月に入って休館日を規定するための条例改正について、検討を始めたという経過でした。その後、4館と調整を進めた結果、貸館ができない日がなくなったことを受けて、全館において、年末年始以外を開館日とすることができるということになりました。一方で、先ほどからご指摘をいただいている事務員の配置について、仕様書においては、利用可能時間のうち4時間以上8時間以内配置することとなっております。この部分についてのご指摘については、定期的に事務員が不在の日が存在するのであれば、休館日を規定するべきであるという判断に至り、条例を改正していくとご説明したのが今年度の4月になります。条例改正に向けて法務担当、具体的には非常勤の弁護士さんに相談をする中で、事務員がいなくても公民館の業務や貸館事業が実施されているのであれば、公民館が開館しているとみなすことができるのではないかとアドバイスをいただき、条例改正に代わる代替案として、合意書を締結することで、解釈の相違を解消し、現状に沿った規定に改めていくということで、市の内部で整理したということでございます。
加藤委員	今のご説明は現状を何とか通そうとするために、無理に理屈をこねたとしか私は思えません。公民館と同種の施設である地域交流センターは、開館時間全てで事務員を12時間配置されています。同じ公共施設でありながらなぜ公民館は、事務員が配置されていない日があっても良いのか理解できません。有料施設である以上は、一定のサービスを

	提供するために事務員が配置されている必要があるのではないのでしょうか。特に利用ニーズの高い土日祝日において、事務員を配置しない理由は何なのでしょう。
まちづくり協働課長	これまでも公民館に関しては、そういった運用を行ってきた実績があります。スポーツ施設においても、こうした管理をしている例もあり、特に法令に反するものではないということでご理解をいただければと思います。
加藤委員	スポーツ施設の一部が事務員を置いてないからといって、置かなくてもいいということにはならないと思います。他施設と比較するのであれば、地域交流センターは事務員を12時間置いています。公民館は電話での利用申し込みができません。土日しか休みの無い人は申し込みができないのですが、それで良いのでしょうか。今のお話だとそれで良いという事ですよね。しかも、一旦は開館日には事務員を置くことと協定書を締結したにもかかわらず、違う形でやっていこうという理由が理解できません。指定管理者制度を導入するにあたって、適切な管理運営を検討し、仕様書という形でそれを公表して、それを基に選定、審査し、市議会でも認められた。それを反故にするというのはなぜですか。説明してください。
まちづくり協働課長	従来の公民館運営でやってきたやり方がベースになっているという事です。
加藤委員	従来は、公民館は管理委託でやってきて、指定管理者制度は導入されていませんでした。令和6年度から指定管理者制度を導入して変わるはずだったと思っていました。そこに向けて条例、規則を整備して、協定書を結んだのですが、その協定書を自ら破るとするのは適切じゃないと思います。指定管理者制度の根本に関わる部分ではないでしょうか。
教育部長	公民館の管理運営については、指定管理者制度へ移行するにあたって、まちづくり協働課を中心に公民館としての機能やサービスが低下することがないように、それまでの運用に合わせてということを中心に、条例や予算の調整を行ってきました。公民館の機能やサービスが低下することがないように移行したというのがまず1点目であり、仕様書の表記、内容の中で事務員の配置については、仕様書に事務員を利用可能時間のうち4時間以上8時間以内で1名以上配置することと書いてある部分が果たされていないということですが、仕様書を作成するときのまちづくり協働課の解釈としては、その利用可能時間の解釈を、従来からの運用に基づいて、事務員が不在の日も利用可能時間と解釈していたのですが、それが協定書に添付されている仕様書と齟齬があったということです。その部分の解釈を、今回合意書を結び、はっきりと三者で認識し直すことで進めたいということでもあります。
加藤委員	でもやろうとしていることは、仕様書と違うやり方を追認するという事です。先ほど仕様書の内容についてお話がありましたが、仕様書では利用可能時間は午前9時から午後9時までの範囲内と書いてあります。過去の定例会において、私が質問した際にも利用可能時間は開館日だということをお答えされたことを記憶しております。事務員の勤務時間は公民館の実情に合わせて、1日4時間以上8時間を超えない範囲で指定管理者の提案に基づき、教育委員会と協議の上で配置すると指定管理者の申請書には記されています。また、協定書においても同様に記載されています。協定書において、そのように定めた以上は少なくとも協定書を見直さない限りは、協定書通りに業務を行わなければ

	らないのではないのでしょうか。なおかつ、事務員を置かない合理的な理由がないのに現状の形を追認することは適切じゃないと思います。先ほどから繰り返しのお尋ねになりますが、瀬戸市の公共施設で唯一、開館しているけれど指定管理者が事務員を置かないことを認める理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	先ほど教育部長がお答えさせていただいたようにサービスが低下しないようにしてまいります。
安井委員	私の住んでいる地域では、10年から20年同じ人が公民館長をやってらっしゃいます。長年やってきたやり方を変えていこうと思うと現場の方々も大変なのかなとは思いますが、実際、現場からやりづらくなるとか、何か困っているといった具体的な声は上がっているのでしょうか。
まちづくり 協働課長	公民館協議会の方々も一生懸命やられておまして、まず、それぞれ公民館の違うところをしっかりと把握していこうということで、14館を回って、現状を確認し、今後のロードマップに従って、直すところは直していくという認識で一生懸命頑張っておられます。
加藤委員	瀬戸市はクールシェルターを開設していますが、公民館は一つも開設していないのですが、なぜですか。
まちづくり 協働課長	おそらくは市側の意向だと思います。
加藤委員	公民館に事務員を配置しないことは不特定多数の人が来るということを阻害していると思います。例えば、事務員を置けば、クールシェルターとして開設することも可能になり、サービスの向上が図れるのに、なぜ自らサービスの向上を放棄するのか、なぜ今まで通りで良いとしてしまうのでしょうか。もっと使い勝手の良い公民館にするということが、市に課せられた使命だと思うのですが、なぜ今まで通りで良いという認識になるのでしょうか。仕様書通りにできないことはないと思います。要するにまちづくり協働課と公民館協議会の間では従来と同じで、土日は休んで事務員を置かなくても良いということで事前に合意しているから、事務員をそれ以上置くということは考えなかったのですよね。それにも関わらず、同じまちづくり協働課の担当者が、事実と反する内容の仕様書や協定書を作成して、市長や教育長の決裁を得て、令和6年2月までそのことを説明しなかった。私はあくまで仕様書に書かれていることを遵守するべきだと思うのですが、そのつもりは無いという事ですか。
まちづくり 協働課長	先ほど申し上げた経緯の通り、従来のやり方、従来の運用を指定管理に移行させるということでやっておりますので、その点をご理解いただければと思います。
加藤委員	こうした事務員配置の運用について、教育委員会定例会や市議会などの公の場で説明したことはないのではないですか。今は、元々そういうつもりだったと御説明をされていますが、もしそういうことならもっと早い段階で説明があつてしかるべきではないのでしょうか。
まちづくり 協働課長	ご指摘のとおりだと思います。
加藤委員	それは改善するつもりは無いということですか。

まちづくり協働課長	今回、関係各課が集まって一つの方向性を見いだしました。弁護士の方にも入っていたいで合意書というやり方で進めさせていただければというふうに考えております。
加藤委員	合意書というのは、仕様書と異なるルールでいくための手法であって、その前に事務員を毎日置くことを検討すべきじゃないのでしょうか。なぜ公民館だけが事務員を配置していない日が週に2日以上、ゴールデンウィークはほとんど事務員がいなくて良いのかということです。しかも、仕様書には、事務員を置かなければならないと書かれている。仕様書で約束されたことは、履行することが原則だと思います。方針は変わらないと思うのですが、教育長さんも同じ意見なのですか。
教育長	先ほど、教育部長やまちづくり協働課長が申し上げた通り、考え方や解釈の仕方が違っていたものが仕様書に記されていたところに根本の原因があると認識をしています。安井委員がおっしゃられたように、現状の公民館がどうしているのかといったお声を聞くと、公民館と地域交流センターは位置づけが違っており、公民館を使う方はほぼ固定化されていて、事務員がいない中で貸館を行うことに大きな支障は生じていないという声を聞いています。交流センターの場合は、不特定多数の方が使うので、事務員が対応する必要があり、時間を決めて配置をしていると認識しております。そういう観点からいくと、前からご指摘をいただいている事務員さんをなぜ配置しないのかということについては、公民館の持っている歴史的な経緯だとか、現状の運用の仕方等々を考えると、それで運営ができていくという認識のもとで今回の指定管理が始まっていますので、そういうところに認識の差異が加藤委員のご指摘と根本的な相違であると考えています。本来は事務員を配置する予算措置をして、利用者の利便性の向上に努めるべきとの考え方だと思いますけれど、現状そういった予算査定がされていない中で、地域の利用者の方に最大限の利便性を図るには、今回まちづくり協働課がご説明したやり方が一番望ましい形ではないかと考えています。本来であれば、加藤委員がおっしゃっているように、休館日以外は事務員を配置して利用者の利便性を向上すべきだと思います。当初、まちづくり協働課長から公民館については14館あり、これを1事業主体に任せることはスケールメリットがあるといった発言がありました。土日は14ある公民館全てが休館しているのではなく、土日も開館している公民館もあると思うので、利便性という観点であれば、土日に利用可能な公民館をお伝えすることもできるのでは無いかと考えています。様々ないろいろあると思いますが、まず考えなければいけないことは、利用者のごことであり、地域のごことであると思いますので、仕様書が不十分であったというご指摘は真摯に受け止めつつ、公民館における貸館業務や社会教育事業が滞りなくやっけていける条件を整えていくのが、まちづくり協働課の本来的な使命だと思いますので、そういう観点でご理解いただけるならば、地域にとって一番望ましいやり方としていくことが妥当ではないかと考えています。

加藤委員	ホームページによると公民館は、地区の方が優先利用することになっています。なので、地区の公民館が開いていないので、他地区の公民館を案内するというのは、公民館設置の前提となっている考え方からすると少し違うのではないかと思います。さらに、公民館の利用料は地元の地区の方には大幅に減免がされています。繰り返しになりますけれど、指定管理者制度を採用することによって公民館は新しい段階に入って、今まで不便だったことなどが整理されるものだと考えていました。今回の事務局の説明では、最初から指定管理者は公民館協議会ありきで、協議会のやりやすいようにやっている。そういうことなら、仕様書もそのように作るべきであって、仕様書は毎日利用できるように作られていて、実態はそうじゃないというのは、指定管理制度の協定として非常に問題があると思います。また、利用料金についても地域の認定されたクラブなどは、条例で定められた額に比べて、極めて安い金額で利用しています。これも適切な受益者負担ということからすれば、非常に問題があると思います。今回の仕様書、協定書の件については、これ以上は何を言っても聞いてもらえないようですが、引き続き問題があれば指摘させていただきたいと思います。
稲垣委員	合意書というのは、何を合意するのですか。
まちづくり協働課長	合意書の中身につきましては事務員の配置を要しない日においては事務員の配置を要しないのが1点目、それから利用可能日のうち4時間以上1名以上配置するとの規定は事務員の配置を要しない日以外の利用可能日のうち4時間以上1名以上配置することを意味するものとする。ただし瀬戸市公民館の設置および条例に関する条例第6条に規定する休館日に当たる日については、利用可能時間には当たらないといった内容になっております。仕様書に、書いてある文言の解釈をどうするかということ合意する形にしたいと思います。

(2) 日程について (資料 P14)

- ・瀬戸市 PTA 連絡協議会との懇談会が8月6日(火) 13:30 から瀬戸市文化センター31会議室で開催されることの報告があった。
- ・令和6年8月定例教育委員会は8月8日(木) 14:00 から瀬戸市役所 庁議室で開催することの報告があった。
- ・令和6年9月定例教育委員会は9月12日(木) 14:00 から瀬戸市役所 大会議室で開催することの報告があった。

教育長

加藤 正彦

教育長職務代理

小澤 慎太郎